破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６６０号
大阪府枚方市須山町３番６号
債務者　眞柄　義博
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１６号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目１番21―208号
債務者　藤川　鉄生
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９６号
大阪市東淀川区豊新３丁目７番19号
債務者　下方　研人
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４６号
大阪市東住吉区北田辺３丁目５番10号　ファースト北田辺408号
債務者　山本　幸司
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２１号
大阪府茨木市新郡山２丁目26番504号
債務者　星野　和正
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９３号
大阪府東大阪市横小路町４丁目２番３号　グランドハイム山本301号
債務者　小林　香織
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７８号
大阪府東大阪市川俣１丁目７番１―402号
債務者　橋本　　稔
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４８８号
大阪市生野区林寺２丁目20番４号、前住所大阪市港区弁天２丁目５番22号
債務者　旗手希至子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５５７号
大阪市住吉区大領５丁目１番９号　ファミリーマンション１階北
債務者　永吉　武信
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７１号
大阪府枚方市交北３丁目１番11―304号
債務者　松田　豊久
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７２号
大阪府枚方市交北３丁目１番11―304号
債務者　松田　淳子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５９号
大阪府大東市谷川１丁目２番２号
債務者　今西　庄一
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６６２号
大阪府吹田市佐井寺１丁目29番22―301号
債務者　川　　恵美
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６６４号
大阪府枚方市東香里新町１番23―504号
債務者　塩田　裕美
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７１号
大阪市西成区鶴見橋１丁目１番６―207号
債務者　平井　　武
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６号
山形県東村山郡中山町大字柳沢748番地２
債務者　西塔　隆広
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３６号
山形県天童市東芳賀１丁目11番６号　コーポみやまＡ棟201号
債務者　工藤　春助
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山形地方裁判所民事部